

## 秋田市子育てにやさしい施設認定事業実施要項

平成23年5月13日  
子ども未来部長決裁

### (事業の目的)

第1条 この事業は、子育て家庭を応援する取り組みの一環として、親子での利用に配慮された施設を認定し周知することで、親子が安心して外出できる環境づくりを進めることを目的とする。

### (認定施設の要件)

第2条 この事業の対象となる施設は、秋田市内に所在する公共施設又は商業施設等であって、日常的に不特定多数の者が利用し、かつ、別表に定める設備等（以下「設備」という。）のいずれかが設置されており、原則として開館時間又は営業時間の間は、希望する者が無料でその設備を利用できる施設（以下「秋田市子育てにやさしい施設」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する施設は除く。

- (1) 遊興飲食させる店舗又は射幸心を煽る娯楽業に係る施設
- (2) 暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等が運営する施設
- (3) その他、本事業の目的に照らし市長が適当でないと認める施設

### (認定施設の区分)

第3条 秋田市子育てにやさしい施設の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める区分とする。

- (1) 秋田市赤ちゃんのえき 別表に掲げるア又はイのいずれかの設備が設置されている施設であって、市長が認定した施設
- (2) その他子育てにやさしい施設 別表に掲げるウからキまでのいずれかの設備が設置されており、かつ、前号に規定する「秋田市赤ちゃんのえき」に該当しない施設であって、市長が認定した施設

(認定の申請)

第4条 秋田市子育てにやさしい施設の認定を受けようとする施設（以下「申請者」という。）は、秋田市子育てにやさしい施設認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(認定の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、認定の可否について決定し、秋田市子育てにやさしい施設認定通知書（様式第2号）又は秋田市子育てにやさしい施設不認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(認定施設の周知)

第6条 市長は、前条の規定により認定の決定を受けた施設（以下「認定施設」という。）等の情報をまとめたホームページ等を作成し、子育て中の市民に周知するものとする。

(設備の運営管理および提供)

第7条 認定施設は、自己の責任において認定施設の設備の運営管理に当たるものとし、安全性の確保および衛生維持について、十分に配慮しなければならない。

2 認定施設は、自己の判断で認定施設の設備を提供するものとする。

(認定施設の表示)

第8条 認定施設のうち「秋田市赤ちゃんのえき」に区分される施設は、市が配布するフラッグ等の表示物を利用者の目に付きやすい場所に掲示するものとする。

(変更・廃止の届出)

第9条 認定施設は、認定の内容に変更が生じるとき、又は認定を廃止しようとするときは、あらかじめ、秋田市子育てにやさしい施設認定内容

変更・廃止届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（認定の取消し）

第10条 市長は、認定施設が第2条に定める認定の要件を満たさなくなったとき、又はその他認定施設として適当でなくなったと認めるときは、認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、秋田市子育てにやさしい施設認定取消通知書（様式第5号）により、その旨を通知するものとする。

（その他）

第11条 この要項に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成23年5月13日から施行する。

附則

この要項は、平成23年8月1日から施行する。

附則

この要項は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

別表

設備等
ア 授乳の場（壁やパーテーションなどで仕切られたスペースなど、利用者が外部の目を気にせず授乳できる場）
イ おむつ替えの場（ベビーベッド、折りたたみ式オムツ交換台などがあり、利用者が容易にオムツ替えができる場）
ウ ベビーキープ（トイレ内等で子どもが安全に座れる椅子）
エ ベビーカー
オ 妊婦、乳幼児等が優先的に利用できる駐車場
カ 親子がくつろげる屋内スペース（キッズルーム、プレイコーナー）
キ その他、親子の利用に配慮されていると認められる施設